

肢体不自由学校教員、「医療的ケア」研修へ 北九州市教育委員会

北九州市教育委員会（教委）は本年度、市立の肢体不自由学校に在籍する原則全教員を対象に、医療的ケア（医ケア）の基本研修を行う方針を固めた。子どもの健康管理に対する教員の資質を高める狙い。実際に教員がどこまで医ケアを行うかは、保護者へのアンケートを行ったうえでさらに検討する。

医ケアは、痰の吸引や管を使った栄養注入（経管栄養）など、生活するうえで日常的に必要な医療行為。市内では市立特別支援学校9校のうち肢体不自由学校2校に医ケアが必要な児童生徒32人がおり、医ケアの実施は配置する看護師計5人に限られている。

今回実施するのは、教員が合法的に医ケアを行うのに必要な「第3号研修」のうち、知識の習得を中心とする基本研修。肢体不自由学校に在籍する教員約100人のうち、本年度退職する教員などを除く原則全教員に対して夏休みに各校で研修を行う。

実技を中心とする実地研修や実際の運用については今後検討を続けるという。

県内では、県教委が2014年度から教員による医ケア実施を認めており、福岡市教委も2018年度の実施を予定している。

（西日本新聞・福岡 2015年6月23日）